

申し込みのしおり



町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））および
（南氷川）の入居者を募集します。

この住宅に入居するためには一定の資格が必要です。

よく御覧の上、申し込みしてください。



申込受付期間 平成30年 4月15日（日）から
平成30年 6月15日（金）まで

①若者住宅（建物）に関する問い合わせおよび申込書の提出先

地域整備課管理係 0428-83-2367（直通）

②定住に関する問い合わせ

若者定住化対策室 0428-83-2310（直通）

③義務教育（小・中学校）に関する問い合わせ

教育課学務係 0428-83-2246（直通）

場所は奥多摩町役場（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

0428-83-2111（代表）

奥多摩町氷川215番地6

④保育園・子育て支援助成金・子育て（子どもと家庭の総合相談）に関する問い合わせ

福祉保健課・子育て推進係 0428-85-2611（直通）

場所は子ども家庭支援センター・古里出張所（最寄駅：JR青梅線 古里駅）

奥多摩町小丹波108番地

⑤母子保健に関する問い合わせ

福祉保健課・福祉係 0428-83-2777（直通）

場所は保健福祉センター（最寄駅：JR青梅線 奥多摩駅）

奥多摩町氷川1111番地

町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））

町営若者住宅（南氷川）

入居者募集要項

はじめに ～ 奥多摩町では、少子高齢化などにより、人口減少が進んでおり、人口の流出防止と若年夫婦世帯などを対象とした転入人口の増加を図るために、様々な少子化・定住化対策を展開しています。

今回、募集する町営若者住宅は、都市部に比べて坂が多く、造成を含めた建設費が嵩むなか、定住化対策の一環として、若い方々に住んでいただけるよう、一般的な住宅よりも低額な家賃設定としています。

また、この住宅は、将来、ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば、と考えています。皆様には、これらの趣旨をご理解いただいた上で申し込みされますようお願いいたします。

なお、この住宅の申し込み資格については、いろいろな条件があります。あなたに資格があるかどうかよく確かめてください。たとえば、収入が一定の基準に満たないなど資格の無い方が、たとえ申し込まれても、資格審査もしくは実態調査で失格となり入居できません。

現在、町営若者住宅は建設中であり、入居時期は平成31年3月となるため、その時期に入居できる方のみ申し込みください。

また、申し込まれた書類等はお返しいたしませんので、ご承知おきください。

1 募集する住宅

(1) 町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））

- ・名 称 町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））
- ・所 在 地 奥多摩町小丹波102番地1（JR青梅線古里駅徒歩約5分）
- ・構 造 木造2階建（床面積 58.22㎡）
- ・間 取 り メソネットタイプ 2LDK
1階 LDK：11.82㎡（約7.3帖）・洗面所・バス・トイレ
2階 洋室6帖・6帖
- ・募 集 戸 数 4戸（集合住宅タイプ2棟4戸）
申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。
（号室については入居者決定後、抽選により決定します。）
- ・入居予定月 平成31年3月（予定）
- ・住宅使用料 30,000円/月
- ・共 益 費 500円/月
- ・住宅保証金 使用料の2か月分（60,000円）
- ・駐車場使用料 3,000円/月（1世帯1台まで使用可）
- ・駐車場保証金 駐車場使用料の2か月分（6,000円）

(2) 町営若者住宅（南氷川）

- ・名 称 町営若者住宅（南氷川）
- ・所 在 地 奥多摩町氷川1449番地1（JR青梅線奥多摩駅徒歩約5分）
- ・構 造 木造2階建（床面積 54.54㎡）
- ・間 取 り メソネットタイプ 2LDK
1階 LDK：15.39㎡（約9.5帖）・洗面所・バス・トイレ

- 2階 洋室6帖・6帖
- ・募集戸数 3戸（集合住宅タイプ1棟3戸）
申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。
（号室については入居者決定後、抽選により決定します。）
- ・入居予定月 平成31年3月（予定）
- ・住宅使用料 30,000円/月
- ・共益費 500円/月
- ・住宅保証金 使用料の2か月分（60,000円）

2 申し込み受付期間

- ・平成30年4月15日（日）から平成30年6月15日（金）
- ・受付時間は午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日と日曜・祝日は除く。）
- ・受付場所 奥多摩町役場 地下1階 地域整備課 管理係
※申し込みについては、原則、持参の場合のみ受け付けます。（郵送では受け付けません。）
※結果については、直接ご本人に通知します。

3 申し込み資格（次の（1）～（8）の要件全部に該当する方に限られます。）

- （1）公募時現在、申し込み者本人が奥多摩町内に居住している方、または、奥多摩町所在の勤務場所に正規に雇用され、勤務している方。もしくは、住宅使用により奥多摩町に確実に住民登録できる方で、住民登録された所在地の自治会に加入し、自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加できる方。
- （2）次のいずれかに該当する方（小丹波第3（南ノ原）・（南水川）共通）
 - ① 入居申込時における世帯主の年齢が40歳以下の夫婦。
 - ② 入居申込時における世帯主の年齢が50歳以下の方で子ども（中学生以下の方）がいる世帯。
（夫婦については婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の状況にある方、その他婚姻の予定者を含む。）
- （3）収入月額（同居親族に収入がある場合は合算）が10万円以上であること。

※収入月額の算出方法

$$\frac{\text{所得額} - (380,000 \text{円} \times \text{同居} \cdot \text{扶養者数}) - \text{特別控除額}}{12}$$

- （4）自家所有者（同居親族、同居人も含む）は、原則として申し込むことが出来ません。
- （5）申込者、同居親族並びに同居人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。
- （6）町民税等について滞納がない方。
- （7）入居時期が平成31年3月となるため、3月に確実に入居できる方。
- （8）町は定住化対策事業を重点事業としているため、今後PRなどご協力をいただきます。

4 申し込み上のご注意

- (1) 申し込みは1世帯につき1通とします。なお、1通の申込書で町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））または町営若者住宅（南氷川）の申し込みができます。同一世帯内で重複申し込みをしたとき、または、同一人の氏名で2通以上の申込書に記載したとき、（様式第1号の世帯の構成欄に記載されているものを含む）は、全部の申し込みを無効とします。
- (2) 申込書に記入漏れ、虚偽の記入、不統一な記入がありますと不利な取り扱いを受けることがあります。
- (3) 申し込み後の同居親族、同居人の変更は認めませんので、申込書の記入には十分注意してください。なお、婚約者との申し込みの場合には、婚約者の氏名等も忘れずに記入してください。
- (4) 既に町営若者住宅に入居されている方は、申し込みはできません。

5 申し込みに必要な書類

- ① 町営住宅使用申込書（町所定のもの）
※氏名は戸籍上のとおり書いてください。
- ② 町営住宅入居実態調査表（町所定のもの）
- ③ 住民税課税証明書と納税を証明する（主な収入に係るもの）書類（住民登録されている区市役所、町村役場で発行のもの（最新のもの））
※申込者及び同居親族全員分を提出してください。ただし、税法上の扶養親族になっている方は必要ありません。
- ④ 世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名表示、世帯主との続柄の表示、本籍の表示が記載されたもの）
※請求しないと記載されませんのでご注意ください。）
- ⑤ 町外に住所のある方は在職証明書、勤務先を証明する書類を提出してください。
- ⑥ 健康保険被保険者証の写し（申込者及び同居親族全員分）
- ⑦ 貸家、アパート等に住んでいる方は家屋賃貸借契約書の写し
- ⑧ 町営若者住宅入居希望調書（町所定のもの）
- ⑨ その他提出された書類だけでは不十分な場合、この他にも書類を提出していただくこともありますので、あらかじめご承知おきください。

6 若者定住応援補助金などの制度について…将来、住宅を建設などする場合、活用できます。

- ※ 年齢45歳以下の夫婦又は50歳以下の方で子ども（中学生以下の方）がいる世帯、若しくは35歳以下の方が、町内に定住を目的とし自ら居住するための専用住宅の新築、増築、改築又は既存住宅の購入（事業費50万円以上）をされる場合、奥多摩町若者定住応援条例による定住応援補助金（補助率2分の1以内、補助金限度額200万円）や住宅資金利子補給（融資金額500万円以上、償還期間10年以上の条件により、年額30万円を限度に36か月間の利子補給）の交付対象となります。

7 《注意事項》

- (1) 町営若者住宅の入居期間は世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内となります。ただし、町長が特に必要と認めるときは3年を限度に入居期間の延長が可能です。（この場合、住宅使用料が増増となります。）
- (2) 町営若者住宅（小丹波第3（南ノ原））・町営若者住宅（南氷川）を退去後、町営若者住宅への再度の申し込みはできません。
- (3) 入居の際、申し込み世帯員全員（同居人いる場合は同居人全員）が、同時に入居できることとします。なお、入居時期が平成31年3月（原則として、入居許可日から15日以内に使用開始をすること。）となるため、3月に確実に入居できる方。
- (4) 申し込み後は、同居親族の変更（出生、死亡を除く）及び婚約者の変更、同居人がいる場合は同居人の変更は認めません。
- (5) 婚約者と、ともにこの住宅に応募する場合は、誓約書を提出していただきます。
- (6) 他人の迷惑となるようなペット飼育はご遠慮願います。
- (7) 駐車場の使用期間は、当該住宅の使用期間内です。駐車場の駐車場所は指定となります。また、駐車場及び専用物置スペース内での盗難、事故等については使用者の責任によるものとします。
- (8) 現在、税金等を納められていない方は応募ができません。
- (9) 入居を開始したときは、所在地の自治会に加入し、自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加してください。
- (10) 奥多摩町消防団への参加（入団・協力）に努めてください。

8 今後のスケジュール

- ① 申 込 期 間（平成30年4月15日～平成30年6月15日）
↓
- ② 入居者選考（平成30年6月下旬）
↓
- ③ 入居者決定通知（平成30年7月中旬）
↓
- ④ 説明会・抽選会（平成30年8月中予定）
↓
- ⑤ 入 居 手 続（平成30年9月～平成30年10月）
※入居手続では2人の保証人が必要となります。
↓
- ⑥ 内覧会・鍵授与（平成31年2月～3月）
↓
- ⑦ 入 居 開 始（平成31年3月中予定）
※原則として入居許可日から15日以内に使用開始してください。

※上記のスケジュールは予定ですので、日程は前後する場合があります。予めご了承ください。